

規 則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十七号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項に次の一号を加える。

十五 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和三年埼玉県規則第二十六号）第十一条第一項又は第十二条第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止されている者

第六十七条第二項中「又は電子決済投票」を「、電子決済投票又はキャッシュレス投票」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。